

介護職員処遇改善実績報告書(平成 31 年度)

事業所等情報

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名 称	シャカイフクシハウジン スズカフクシカイ 社会福祉法人 鈴鹿福祉会										
主たる事務所の所在地	〒519-0321	都・道 三重 府・県 鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地										
	電話番号	059-374-4600	FAX 番号	059-374-4543								
事業所等の名称	フリガナ 名 称	「別紙一覧表による」							提供するサービス	「別紙一覧表による」		
事業所の所在地	〒	都・道 府・県 「別紙一覧表による」										
	電話番号		FAX 番号									

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( <u>I</u> II III IV )	
② 賃金改善実施期間	平成 31 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月	
③ 令和元年度分介護職員処遇改善加算総額		34,345,581 円
④ 賃金改善所要額 ( i - ii )		34,850,347 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		196,870,631 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	162,020,284 円

加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤ 平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算 ( I ) による算定額から加算 ( II ) による算定額を差し引いた額)		円
⑥ 賃金改善所要額 ( iii - iv )		円
iii) 加算 ( I ) の算定により賃金改善を行った賃金の総額		円
	iv) 初めて加算 ( I ) を取得する月の前年度の賃金の総額	円

⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給の定期昇給(給与規則のとおり)を行なった。</li> <li>・配偶者のいない介護職員の第一子の扶養手当の支給額を4,000円/月から10,000円支給した。</li> <li>・満60歳に達した正規介護職員を対象として、高年齢介護職員激励手当4,000円を支給した。</li> <li>・9月と3月に介護職員勤勉手当142,348円/回(常勤換算1.0人につき)を支給した。</li> <li>・介護福祉士試験を受験した介護職員に介護福祉士資格取得奨励金13,140円/回を支給した。</li> <li>・遠方の介護職員が法人付近に引越した場合、引越費用50,000円、住居手当上乗せ15,000円支給した。</li> <li>・一月あたり平均賃金改善額は、常勤換算1.0人につき、約276,426円となった。(税引き前、法定福利費等事業所負担分を含む。)</li> </ul>
---	--	---

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
  - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
  - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。			
令和 2 年 7 月 22 日		社会福祉法人 鈴鹿福祉会	
		理事長 中村 敏	
報告書作成担当者	氏名: 服部 昭博	電話番号: 059-374-4600	FAX 番号: 059-374-4543

介護職員等特定処遇改善実績報告書(平成 31 年度)

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者、主たる事務所の所在地、事業所等の名称、事業所の所在地、複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数

① 算定した加算の区分、② 賃金改善実施期間、③ 令和 年度分介護職員等特定処遇改善加算総額、④ 賃金改善所要額 (i - ii)、⑤ 経験・技能のある介護職員 (1) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)、⑥ 他の介護職員 (2) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)、⑦ その他の職種 (3) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)、⑧ 賃金改善を行った賃金項目及び方法

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)。
※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※ ④が③を上回らなければならないこと。
※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者ごと)
・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県ごと)
・添付書類 3 : 計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。
令和 2 年 7 月 22 日
社会福祉法人 鈴鹿福祉会
理事長 中村 敏

報告書作成担当者 氏名: 服部 昭博 電話番号: 059-374-4600 FAX 番号: 059-374-4543